

国土交通省神戸運輸監理部と流通科学大学との連携協力に関する協定書

(目的)

第1条 この協定は、国土交通省神戸運輸監理部（以下「甲」という）と流通科学大学（以下「乙」という）が連携して、観光を担う人材の育成を図ることを目的とする。

(協力事項)

第2条 甲及び乙は、次に掲げる事項について協議の上、協力して実施する。

- (1) 神戸・瀬戸内沿岸地域の観光、歴史、流通、生活文化等の分野における教育を通じた人材育成
- (2) その他、甲・乙が前条の目的達成に必要であると認める事項

(連絡協議会)

第3条 甲及び乙は、前条に掲げる事項を円滑に実施するため、甲・乙で構成する連絡協議会を設置する。

(役割)

第4条 甲及び乙は、連携協力を進めるにあたり、次のとおり役割を分担する。

- (1) 甲は、国の政策に基づく必要な助言、指導及び適切な支援を行う
- (2) 乙は、教育研究における豊富な資源を生かした人的・物的・知的な支援を行う

(期間)

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成21年3月31日とする。ただし、協定の有効期間内に、甲・乙いずれからか改廃の申し入れがあるときは、この限りでない。また、この協定は甲・乙双方より異議がなければ、毎年度更新するものとする。

(その他)

第6条 この協定に定めるもののほか、連携協力のために必要な事項については、甲・乙が協議して別に定めるものとする。

本協定の証として本協定書を2通作成し、甲・乙それぞれ署名押印の上、各1通を保有する。

平成20年9月11日

甲：国土交通省神戸運輸監理部

運輸監理部長

神戸運
輸監理
部長印

乙：流通科学大学

学 長

印